ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

はじまっています、受動喫煙対策。

2019年7月1日START!

病院・学校

敷地内禁煙!
（屋外に喫煙場所設置可）

2020年4月1日START!

飲食店

原則屋内禁煙!
（喫煙専用室のみ喫煙可）

オフィス・事業所など

原則屋内禁煙!
（喫煙専用室のみ喫煙可）

ACTION!

2020年4月から飲食店やオフィスなど、様々な施設でスタート!

2019.12.19

事業者のみなさんへ

はじめていますか? 受動喫煙対策。

病院・学校
学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

2019年7月1日から「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

飲食店

2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

オフィス・事業所など
事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

飲食店についての経過措置

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか?
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか?
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか?

お住まいの自治体によっては、改正健康増進法以外についても、独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務が定められている場合があります。
詳細については各自治体へお問い合わせください。

1つでも「いいえ」 → 店内禁煙

すべて「はい」 → 経過措置として選択可

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置※だけではなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。**※省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は最下段HPへ。**

喫煙室の標識掲示
施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は立入禁止
20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員への受動喫煙対策
従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

違反時の罰則等の適用
義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。
また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

[財政支援]受動喫煙防止対策助成金
本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

[財政支援]生衛業受動喫煙防止対策助成金
上記助成金の対象とならない生活衛生関係営業者の方はこちらをご参照ください。

[税制措置]特別償却または税額控除制度
2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。

詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをご覧ください
https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp
なくそう!望まない受動喫煙

事業者のみなさんへ

はじめていますか? 受動喫煙対策。

病院・学校
学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

2019年7月1日から「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

飲食店

2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

オフィス・事業所など
事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

飲食店についての経過措置

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか?
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか?
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか?

お住まいの自治体によっては、改正健康増進法以外についても、独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務が定められている場合があります。
詳細については各自治体へお問い合わせください。

1つでも「いいえ」 → **店内禁煙**

すべて「はい」 → 経過措置として選択可

屋内禁煙

喫煙専用室設置

加熱式たばこ専用の喫煙室設置

店内での喫煙可

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置※だけではなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。**※省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は最下段HPへ。**

喫煙室の標識掲示
施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は立入禁止
20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員への受動喫煙対策
従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

違反時の罰則等の適用
義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

[財政支援] 受動喫煙防止対策助成金
本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

[財政支援] 生衛業受動喫煙防止対策助成金
左記助成金の対象とならない生衛事業者の方はこちらをご参照ください。

[税制措置] 特別償却または税額控除制度
2021年３月31日までに、認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却（30%）または税額控除（7%）の適用を認めます。

詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをご覧ください
https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp
なくそう！望まない受動喫煙

ひろがっています! 望まない受動喫煙対策

2019年7月から、病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。そして2020年4月、飲食店やオフィス・事業所などでも、原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されます。

多くの施設において
原則屋内禁煙に

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

屋内での喫煙は喫煙室限定

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が義務付け

喫煙室には
標識掲示が義務付けに

病院や学校・行政機関などは
2019年7月より原則敷地内禁煙

飲食店やオフィスなどは
2020年4月より原則屋内禁煙

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送、事業船舶・鉄道、その他すべての施設

2020年4月、様々な施設でスタート!

この標識が目印です。

喫煙室には標識掲示が義務付けられます。
設置区分によって標識を定めているので、お店に入るときにチェックしてみてください。

喫煙専用室

「喫煙室」の
出入口に
貼るもの

喫煙専用室あり

「施設」の
出入口に
貼るもの

○喫煙が可能
×飲食など不可
施設の一部に設置可

加熱式たばこ
専用喫煙室

「喫煙室」の
出入口に
貼るもの

加熱式たばこ
専用喫煙室あり

「施設」の
出入口に
貼るもの

▲加熱式たばこに限定
○飲食など可能
施設の一部に設置可

詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをご覧ください
https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp
なくそう!望まない受動喫煙

2019.12.19